

令和5年5月8日

見学・視察の受け入れについて

令和4年11月18日付けでお知らせしていました所内見学・視察の受け入れについて以下のとおり変更しました。

1. 受け入れの対象

・原則として以下の団体（グループ）とします。

- ①林業・木材産業関係
- ②教育関係機関
- ③行政機関

2. 受け入れ手続き等

(1) 見学・視察申し込み

- ・所定の様式により見学日の2ヶ月前まで申し込みを行ってください。
※申込様式はホームページに掲載しています。
- ・受け入れが可能か確認した後、申込者へ連絡します。

(2) 受け入れ条件・対応

- ①受け入れる人数は1団体30人までとします。30人以上となる場合は別に検討させていただきます。
- ②「申込者または見学の代表者（以下、「代表者」と記載）」は見学者全員の名簿を当日まで提出してください。
※名簿の記載内容は別に連絡します。
- ③代表者は見学者全員の当日の健康状態を確認してください。
- ④本学の感染症の基本的対策として見学者のマスク着用と手指の消毒を推奨します。
- ⑤感染症等の状況等によっては直前でも研修・見学を中止する場合があります。

3. 見学・視察時の注意

- ①入室せず廊下等から説明する場合があります。
- ②エレベーターの使用はできるだけ避けていただきます。
- ③室内での説明・講義時は換気のため窓・ドアを開放することがあります。
※事前に注意事項を配布しますので御協力よろしくをお願いします。